資料２

個人情報保護制度見直しの全体像

① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定**し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。**

② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。**

③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化。**

④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。**

【現行】

所管	総務省	個人情報保護委員会	各地方公共団体
法令	個人情報保護法（行政機関）	個人情報保護法（独立行政法人等）	個人情報保護法	個人情報保護条例
対象	国の行政機関	独立行政法人等	民間事業者	地方公共団体等
学術研究			適用除外	
個人情報の定義等	照合可能性		容易照合可能性	団体により異なる
	非識別加工情報		匿名加工情報	規定なし（一部団体を除く）

【見直し後】

- 個人情報保護委員会 ①
- 新個人情報保護法
  - 国の行政機関
  - 地方公共団体※ 等
  - 民間事業者
    - ・国立病院
    - ・公立病院
    - ・国立大学
    - ・公立大学
    - ・国立研究開発法人
    - 等
  - ② 対象を拡大し、規律を精緻化 ③
- 容易照合可能性（個情法の定義に統一） ④
- 匿名加工情報（個情法の名称に統一し、規律を明確化）

※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容